

# 平成17年1月教育委員会定例会会議録

## 報告事項

### 議案第35号 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（案）について

和田給与課長から、栄養教諭制度の創設に係る学校教育法等の一部改正及び教育職員免許法施行規則の一部改正により、栄養教諭免許状取得について、二種から一種への上進に係る単位の修得方法を定めること及び盲学校の高等部における理学療法免許の新設に伴う関係条文の改正について説明があった。委員から、栄養教諭制度の導入に当たってはその意義・方策について、十分検討を行ってほしいとの意見があったほか、平成16年度と平成17年度中の免許取得見込み者について質問があり、課長から16年度は1名、17年度は対象栄養士86名中の内過半数の者が取得見込みであるとの回答があった。委員から認定講習の担当課について質問があり、課長から健康体育課と給与課が連携して行うとの回答があった。委員から講習の参加について、関係課が連携を図って対処するようにとの意見があった。

以上の審議があり、原案のとおり決定した。

### 議案第36号 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（案）について

前山文化遺産課長から、和歌山県南紀スポーツセンターのプールの半面を使用する場合、現行使用料の半額で使用できるようにするとともに、中研修室・小研修室の使用に際し、冷房と同額の暖房使用料を設けるように改めたいとの説明があった。また、近代美術館の駐車場の使用料について、包括外部監査による指摘や館の利用促進及び社会環境、経済状況の変化に鑑み、現行の「2時間まで400円」を「1時間まで200円」に、また、「30分まで1,100円」を「1時間まで300円」に改正したい旨の説明があった。

委員からはプール半面使用の意味について質問があり、教育長

から現在プールは8コースあるが、現行制度では、全面を借りなければならぬが、この改正によってより実態に応じた積極的な利用が可能になるとの回答があった。

議案第37号 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例(案)について

板橋県立学校課長から、平成18年1月1日をもって、野上町と美里町が合併し、新町「紀美野町」となるのに伴い、和歌山県立大成高等学校の位置「野上町大字動木1515」を「紀美野町動木1515」に改めたいとの説明があり、原案のとおり決定した。

議案第38号 平成16年度和歌山県教育功労賞受賞候補者(案)について

潰滝総務課長から、学校教育部門2名、社会教育部門3名、教育行政等部門3名の計8名を推薦したい旨の説明があり、委員から学校教育部門の候補者の範囲について質問があり、課長から学校医・歯科医が対象になるとの回答があった。委員から候補者の人数について質問があり、年度ごとの推薦状況により人数が変わるが昨年度も8名であったとの回答があった。また、委員から推薦者の中で候補者とならなかった事例について質問があり、功績や年齢を勘案して、今回候補者として推薦していない事例が2件あるとの回答があった。

以上の審議があり、原案のとおり決定した。

議案第39号 平成16年度和歌山県教育研究奨励賞受賞候補者(案)について

山路小中学校課長から個人の部2名、団体の部4団体について候補者として推薦したい旨の説明があった。

委員から個人の部の推薦者が受賞研究に関連した特許申請を行っているかとの質問があり、総務課長から現在教育委員会では、特許に関する規程等が整備されていないので、4月までに対応したいと思っている。今回の特許申請は、個人及び学校として申請を行っているとの説明があった。

委員から、賞については、団体として推薦されるのが妥当ではないかとの質問があり、県立学校課長から個人の功績が大であると考えたためであるとの回答があった。

委員から従来の個人表彰とは異なり、特許等の問題があるため、2名の個人表彰を、個人を研究代表とする団体表彰とするのが妥当ではないかとの修正動議が出され、他の委員の賛成を得て、これを議題とし、再度、審議後、修正案のとおり決定した。